

2020年11月13日

## 公開シンポジウム

# 日本学術会議任命拒否問題をめぐって

## 開催にあたって

主催：専修大学社会科学研究所

共催：専修大学今村法律研究室

専修大学人文科学研究所

専修大学法学研究所

専修大学自然科学研究所

専修大学は1949年の新制大学移行に伴い、また新学部創設を準備し、また創設を機に研究所が設立されてきました。現在12の研究機関、1研究センターを数え、私たち専修大学の教員の多くはいずれかの、または複数の研究機関に属し、その下で研究活動に従事しています。

日本学術会議会員推薦候補の任命が拒否されたことは、私たち研究者の立場からすれば、自身の研究そのものが否定されたこととして受け止められます。さらに、その理由が的確に示されていない状況は、学問の自由、さらには健全な社会の発展にかかわる問題でもあると考えます。

本学佐々木学長も、「私が仮に、6名の研究者の立場にあったとすれば、わかりやすい理由も告げられず、日本を代表する研究者組織への加入を拒否された時点で、あたかもこれまで自分が地道に積み重ねてきた研究自体を全否定されたようにも感じられ、大きなショックを受けるであろう」（専修大学 佐々木学長、「学者の矜持について」、学長伝書鳩No.9）としています。

今問われているのは学問の自由です。私たちは、研究者としての立場から任命拒否の問題、学問の自由をアカデミックに考える機会として、別紙の通り、公開シンポジウムを企画しました。シンポジウムでは、シンポジストとともに以下の論点を主に考えていきたいと存じます。

1. 日本学術会議が公的機関として設置された歴史的使命
2. その歴史的使命を果たす上で必要不可欠なこと
3. 日本学術会議を構成する会員の人選の定められた手続き
4. 3の定められた手続きから考えられる任命拒否の問題性
5. 憲法第23条から考えられる任命拒否の問題性
6. 学問の自由が必要な理由

皆様、奮って、ご参加くださるようお願いいたします。